

海上保安庁警備救難部刑事課任期付職員採用試験 募集案内

海上保安庁警備救難部刑事課では、主に各種手続のデジタル化やペーパーレス化を目的とした新たなシステム導入にかかる専門的な知識経験を有する任期付職員を国土交通事務官（係長級）として採用します。

採用を希望される方は、下記事項を確認の上、必要な手続をお取りください。

1 職務内容

海上保安庁警備救難部刑事課において、組織や上司の方針に基づき、当庁が新規導入の検討を進めている刑事手続関連業務システムに関連し、以下の職務を担っていただきます。

- ・刑事手続関連業務システム導入に係る企画・設計・調達
- ・刑事手続関連業務に係る新技術の活用等に係る調査・研究
- ・関係省庁・業者との連絡調整・折衝

2 求める人材

近年の社会のデジタル化を背景として、社会インフラとしての刑事手続についても、情報通信技術をより活用して効率化を可能とすることにより、様々な事情や状況に柔軟に対応できる仕組みを整備することが求められています。

海上保安庁においても、これまで紙で作成・管理・発受している刑事手続における書類を電子データで作成・管理し、オンラインで発受することや、捜査・公判において手続を非対面・遠隔で実施できるようにするなどといった刑事手続のIT化に向けた新システムの導入に向けた検討を行っています。

このような背景を踏まえ、主に各種手続のデジタル化やペーパーレス化を目的とした新たなシステム導入に係る企画・設計・調達に関する業務経験を有し、公務に対する強い関心と全体の奉仕者として働く熱意を有する人材を募集します。

（刑事手続に関する知識は不要です。）

3 応募資格

- (1) 採用日時点において、国以外の公的機関や民間企業における新たな業務システム導入・構築等に関する専門的かつ豊富な知識と経験（4年以上）を有する者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号、以下同じ）による大学、短期大学、高等専門学校若しくは高等学校を卒業した者又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる者で、一定の職務経験（大学を卒業した者は9年以上、短期大学及び高等専門学校を卒業した者は11年以上、高等学校を卒業した者は13年以上）を有する者

※ただし、次のいずれかに該当する者は応募できません。

- ①日本の国籍を有しない者

- ②国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 38 条の規定により国家公務員となることができない者
 - ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ③平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

4 採用予定人数

1 名

5 採用予定時期及び任期

（1）採用予定時期

原則として、令和 8 年 4 月 1 日

（採用予定者の事情に配慮しますので、履歴書等により事前にご相談ください。）

（2）任期

採用日から令和 11 年 3 月 31 日まで

（勤務実績に応じて採用日から最長 5 年まで更新可能です。）

6 勤務地

海上保安庁本庁（東京都千代田区霞が関 2 丁目 1 番 3 号）

7 身分及び給与

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成 12 年法律第 125 号）に基づき、国家公務員として採用されます。

俸給は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）が適用され、初任給は学歴、勤務経験等を考慮して決定します。その他、支給要件を満たした場合は諸手当（扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、本府省業務調整手当、期末・勤勉手当等）が支給されます。

- ・基本給（月額 318,360 円～425,640 円）※地域手当を加味しています。
- ・扶養手当（子月額 13,000 円等）
- ・住居手当（月額最高 2.8 万円）
- ・通勤手当（6 箇月定期券等の価格（1 箇月あたり最高 15 万円）等）
- ・超過勤務手当（正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給）※目安：月 20 時間
- ・本府省業務調整手当（月額 17,500 円）
- ・期末・勤勉手当（いわゆるボーナス：成績区分が良好（標準）の場合、1 年間に俸給等の約 4.6 月分）

8 勤務時間・休暇

- (1) 勤務時間は原則 1 日 7 時間 45 分 (09:30~18:15、休憩時間 60 分) で、原則として土・日曜日、祝日及び年末 12 月 29 日～年始 1 月 3 日は休みです。業務状況等に応じてフレックスタイムやテレワークも活用できます。
- (2) 休暇は、年 20 日の年次休暇（採用の年はこれより少なく、4 月 1 日採用の場合、15 日付与され、20 日を限度として翌年に繰り越されます。）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季、結婚、出産、忌引、ボランティア等）及び介護休暇等があります。また、ワーク・ライフ・バランス（家庭生活と仕事の両立）支援制度として育児休業制度等があります。

9 応募方法

(1) 受付期間

令和 7 年 12 月 22 日（月）から令和 8 年 2 月 6 日（金）17:00 まで（受信有効）

(2) 提出書類

①履歴書

※要顔写真（3 か月以内に撮影したもの）

※履歴書の様式は任意となります。

②職務経歴書

※職名だけではなく、各職名における職務の内容についても記載

※職務経歴書の様式は任意となります。

(3) 提出先（メールのみ受付）

メールアドレス : jcgh-keiji-6a2e*ki.mlit.go.jp

※迷惑メール対策のためアドレスを変更しています。

*を@に変更して送信してください。

※メールの件名は、

「海上保安庁警備救難部刑事課任期付職員採用試験について」

としてください。

10 選考日程、選考方法及び試験地

(1) 一次選考

選考方法 : 経歴評定

応募時にご提出いただいた履歴書・職務経歴書により選考します。

合否通知日 : 令和 8 年 2 月 10 日（火）まで

応募者全員にメールで通知します。

(2) 二次選考

選考方法 : 作文試験、面接試験

面接日程 : 令和 8 年 2 月中旬のうち指定する日

試験地 : 海上保安庁本庁

〒100-8976

東京都千代田区霞が関 2 丁目 1 番 3 号
中央合同庁舎 3 号館

※作文試験・面接試験に関する詳細は一次選考合格者に個別に連絡します。

作文試験は、面接試験の際にご持参ください。

(3) 最終合格発表

令和 8 年 2 月 27 日（金）まで

二次選考受験者全員にメールで通知します。

11 その他

- (1) 審査の内容及び審査の結果に関する問合せは、一切応じかねますので、ご了承ください。
- (2) 応募の秘密については、厳守します。
- (3) 送付いただいた応募書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。
- (4) 採用内定者に選考された場合、最終学歴等の卒業（修了）証明書、在籍した企業等発行の在職証明書、日本国籍の有無を確認するための住民票記載事項証明書及び各自で受診した身体検査票等を速やかにご提出していただくことになります。証明書等を提出できない場合又は虚偽の記載がなされている証明書等の提出があった場合には、採用予定を取り消す場合があります。なお、証明書等については、給与額を決定する上でも必要となります。証明書がない期間については、職務経験として通算されませんのでご注意ください。
- (5) 身体検査費用、二次選考のための来庁にかかる交通費等の採用試験受験に必要な費用は全て受験者負担となります。

12 問合せ先

担当：海上保安庁警備救難部刑事課警務係採用担当

住所：〒100-8976 東京都千代田区霞が関 2 丁目 1 番 3 号

電話：03-3591-6361（内線 5410）

メール：jcgh-keiji-6a2e*ki.mlit.go.jp

※迷惑メール対策のため、メールアドレスの一部を変更しています。

「*」を「@」に変更の上、送信してください。